

平成 29 年度の軽自動車税について

■問合せ 税務課 庶務係（☎ 0739-26-9919）



■原動機付自転車及び二輪車等
地方税法の改正により、平成 28 年度から左表の税率となっています。

車 種		税率（年額）	
		変更前	変更後
原動機付自転車	50cc 以下又は 0.6kw 以下	1,000 円	2,000 円
	50cc を超え 90cc 以下又は 0.6kw を超え 0.8kw 以下	1,200 円	2,000 円
	90cc を超え 125cc 以下又は 0.8kw を超え 1kw 以下	1,600 円	2,400 円
	ミニカー	2,500 円	3,700 円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,000 円	2,000 円
	その他のもの	4,700 円	5,900 円
2 輪の軽自動車	総排気量が 125cc を超え 250cc 以下	2,400 円	3,600 円
2 輪の小型自動車	総排気量が 250cc を超えるもの	4,000 円	6,000 円

車 種				税率（年額）		
				①平成 27 年 3 月 31 日以前 新車登録（旧）	②平成 27 年 4 月 1 日以後 新車登録（新）	③新車登録から 13 年経過 （重課）※
軽自動車	3 輪で総排気量が 660cc以下			3,100 円	3,900 円	4,600 円
	4 輪以上で 総排気量が 660cc以下	乗用	営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円
			自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
		貨物	営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円
			自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円

※③に該当するものは、平成 16 年 3 月 31 日以前に新車登録された車両です。中古車の場合は、購入された年月と新車登録年月とは異なりますのでご注意ください。（被けん引車、電気自動車等を除きます。）

■対象及び軽課割合

◇軽乗用車

対象車	内容
電気自動車等	税率をおおむね 75% 軽減
H32 年度燃費基準 ＋ 20% 達成車	税率をおおむね 50% 軽減
H32 年度燃費基準達成車	税率をおおむね 25% 軽減

※いずれも平成 17 年排出ガス基準 75% 低減達成車（★★★★）に限りです。

◇軽貨物車

対象車	内容
電気自動車等	税率をおおむね 75% 軽減
H27 年度燃費基準 ＋ 35% 達成車	税率をおおむね 50% 軽減
H27 年度燃費基準 ＋ 15% 達成車	税率をおおむね 25% 軽減

■三輪及び四輪以上の軽自動車に係るグリーン化特例（軽課）について（平成 29 年度のみ適用）
平成 27 年度税制改正で、適用されたものですが、特例措置が 1 年間延長されました。
平成 28 年度中（平成 28 年 4 月

1 日～平成 29 年 3 月 31 日）に新車登録をした一定の環境性能を有する軽四輪車等（三輪以上の軽自動車）について、その燃費性能に応じて左表のとおりグリーン化特例（軽課）が適用され、軽自動車税が軽減されます。

■軽課を適用した場合の税率

車 種			標準税率 (平成 27 年 4 月 1 日以降に新車登 録された車)	グリーン化特例（軽課） (平成 29 年度のみ)			
				おおむね 25%軽減	おおむね 50%軽減	おおむね 75%軽減	
軽自動車	3 輪で総排気量が 660cc 以下		3,900 円	3,000 円	2,000 円	1,000 円	
	4 輪以上で 総排気量が 660cc 以下	乗用	営業用	6,900 円	5,200 円	3,500 円	1,800 円
			自家用	10,800 円	8,100 円	5,400 円	2,700 円
		貨物用	営業用	3,800 円	2,900 円	1,900 円	1,000 円
			自家用	5,000 円	3,800 円	2,500 円	1,300 円

高齢者の火災死を予防しましょう

■問合せ 消防本部 予防課 予防係（☎ 0739-26-9954）



平成 26 年中における全国の火災による死者数（放火自殺者等を除く）は 1262 人で、このうち建物火災における死者数は 1127 人で約 90% を占めています。
また、建物火災による死者数のうち、住宅（一般住宅・併用住宅・共同住宅）火災によるものは 1006 人で約 90% を占めています。
さらに、住宅火災による死者数を年齢別にみると、65 歳以上の高齢者が 699 人で約 70% を占めています。
高齢者の火災死に至った原因としては、逃げ遅れが最も多く、着衣に火が付く着衣着火が高齢者特有となっています。
今後、高齢化が一層進み、住宅火災による死者の増加が予想されることから、日頃から火災を起こさないように次の事項に注意しましょう。
■たばこ
◇寝たばこは、絶対にやめましょう。
◇灰皿には水を入れておく等、すぐに消火できるようにしておきましょう。
◇吸い殻は水につけてか

ら、捨てましょう。
■暖房器具
◇ストーブを付けたまま寝ないようにしましょう。
◇ストーブの上やこたつの中で、洗濯物を乾かさないようにしましょう。
◇ストーブに近づき過ぎないようにしましょう。
◇ストーブに燃料を補給する場合は、火を消してから行いましょう。
◇ガソリン等、間違った種類の燃料を給油しないようにしましょう。
◇布団やカーテン等の近くで、暖房器具を使用しないようにしましょう。
■こんろ
◇調理中に台所を離れるときは、必ず火を消しましょう。
◇こんろの周りは、いつも整理しておきましょう。
◇袖口の広い衣服の着用時は、注意しましょう。
■電気
◇たこ足配線は、やめましょう。
◇電気コードが、家具の下敷き等により傷付かないようにしましょう。
◇電気コードを束ねたり、ねじれたりした状態で使用しないようにしましょう。

市税に対するご理解と納期限までの納付をお願いします

■問合せ 納税推進室 徴収係（☎ 0739-26-9922）



市税は、私たちの毎日の生活を支え、住みよい暮らしを守るための大切な財源です。市税に対するご理解と納期限までの納付をお願いします。
■11 月・12 月は「合同滞納整理強化月間」
市税は、定められた納期限までに自主的に納めていただくものです。
納め忘れは、ごさいませんか。納期限までに納付された方との公平を保ち、滞納額の解消を図るために、和歌山県及び和歌山地方税回収機構と合同で、11 月・12 月を「合同滞納整理強化月間」として、財産の差押え（預金、給与や不動産等）等滞納処分を強化し、税収確保に取り組みます。
■滞納処分
納期限を過ぎ、督促状が送付されてから 10 日を経過しても納付されない場合は、滞納処分の対象となります。この場合、財産調査を行い、預金、給与や不動産を差し押さえる等の処分を行うことになります。
■延滞金
納期限までに納付されなかった場合、納期限の翌日

から税金を納めた日までの期間の日数に応じ、所定の割合で計算した延滞金が加算されます。納期限を過ぎて税額のみを納付された場合、延滞金を別途請求することもあります。
■納税のご相談について
経済的な事情等で市税の納付が困難な方の納税相談を随時受け付けています。滞納となる前に、まず相談していただくことが大切です。毎週④は、19 時まで窓口業務を延長しています。是非ご利用ください。
■口座振替をご利用ください
口座振替にすると納期を忘れる心配がなく、指定口座から自動的に納められますので、金融機関等へお出掛けになる手間が省け、大変便利です。納期限の 1 か月前までに、預貯金通帳と通帳届出印をお持ちの上、取扱い金融機関の窓口で直接お申し込みください。申込み用紙は、市内の各金融機関窓口に着付いています。（通帳届出印を照合するため、市役所窓口ではお申し込みできません。）

平成 28 年度生涯学習フェスティバルを開催します

■問合せ 生涯学習課 生涯学習推進係 (☎ 0739-26-4908)



11月11日は「田辺市学び月間」
11月第4土日は「田辺市学びの日」

11月26日(土)・27日(日)
10時～16時
田辺市民総合センター ほか

■語句説明
「申」事前に上記へお申し込みください。

【市民総合センター】
■26日開催
◇オープニングセレモニー…9時30分
◇1階
○木工体験
○ジェンと世界のフェイスペイント体験
○女性会田辺支部「もったいない。捨てる前に活用しよう！」
◇2階
○三栖公民館 大正琴サークル
○長野公民館 大正琴サークル
○ひがし公民館 手話サークル「スマイル」
○東部公民館 舞踊サークル「東舞乃会」
○ミニ銅鑼を作ってみよう！
祝世界遺産追加登録…小学5～6年生、3回実施で各回先着5名、参加費500円。
○市民活動センター活動紹介と登録団体による発表
○ニュースポーツ体験会
○環境を考える市民の集い

◇4階
○中学生カフェ…衣笠中学校・東陽中学校
○女性電話相談 専用電話…13ページ参照
○おしゃべりティーサロン
◇屋外
○南ステママーケット
○ハートツリー…食品販売
○特別コラボステージ…南紀チアーエンジェルズ・スターフィッシュマーチングバンド
■27日開催
◇1階
○骨粗しょう症予防コーナー…骨密度測定と健康相談。市内に住民票のある20歳以上の女性(前年度参加されていない方を優先)、先着70名程度。11月11日(金)から健康増進課(☎ 0739-26-4901)へご連絡ください。
○大腸がんクイズコーナー
○薬剤師の仕事…調剤体験
○たばこのパネル展
○ブラッシング指導とフツ化物塗布
○歯科相談と口腔衛生指導
○出張肝炎ウイルス検診相談
○元気なベコナー「食を考える」親子でチャレンジ!!
○乳房模型で「しこり」触診体験・活動紹介パネル&写真展
◇2階

○わくわく実験! 発明ルーム…小学4～6年生、先着20名(事前申込み可)
○ボーイスカウトビーバー隊キャンプ広場(シミュレーション)
◇4階
○幸せづくり・パンづくり…定員18組(1人でも可)、参加費500円。11月17日(土)締切り
「申」
◇屋外
○ダンスフェスティバル2016…出場者募集。11月17日(土)締切り「申」
◇1階
○青空マーケット
■両日開催
◇1階
○スタンプラリー
○田辺工業高校 生徒作品展示
○世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」に追加登録!「闘雞神社・北郡越・長尾坂・潮見峠越・赤木越」
○狂犬病予防・動物愛護の啓発
○浄化槽の仕組み、浄化槽管理講習会
○人権の花運動 写真コンテストパネル展示
○花いっぱい街づくり
○児童保育所 作品展示
○リサイクル展
○応急手当体験
◇2階
○幼稚園、小・中学校における

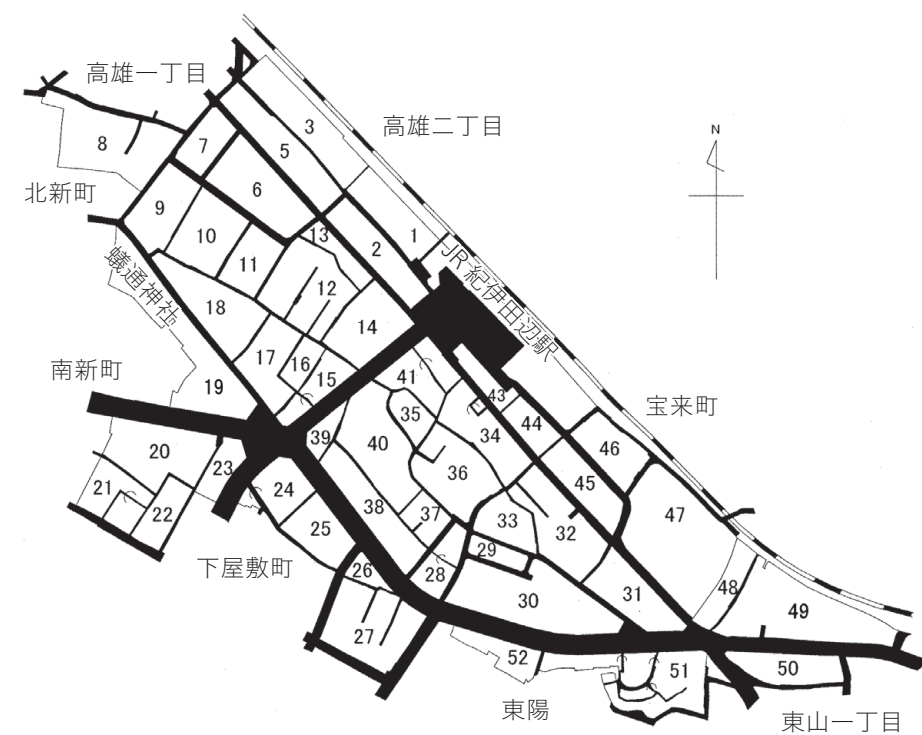
学社融合の取組紹介
○よしくまアドベンチャー
○市立幼稚園絵画作品展
○市立保育所年長児の絵画展示
○リユース広場…衣服のリユース
○世界遺産追加登録箇所紹介コーナー
○田辺保護司会活動紹介
◇4階
○「わたしの町の宝物」写真展(仮)…神島高校写真部・東陽中学校
○紀南ユネスコ協会主催「わたしの町のたからもの」絵画展&チャリティバザー
◇屋外
○ネットワーク亭…田辺市青年ネットワークによる「たこ焼き」販売
○あがら井特別販売
○消防体験…はしご車展示・防火服の着衣体験・水消火器
○ふれあい広場…出演者募集。ダンス・よさこい等「申」

【南方熊楠顕彰館】
■26日開催
○特別公開…21ページ参照
【たなべる】
■27日開催
○スライド劇場…25ページ参照

【中学生ボランティア募集】
☎受付・イベント手伝い等
☎市内の中学生
11月17日(土)までに上記へ

11月7日(月)から「湊」の住居表示を実施します

■問合せ 土地対策課 土地利用係 (☎ 0739-26-9915)



▲住居表示が「湊」となる区域

分かりやすいまちづくりにより、より良い市民生活を営んでいただけよう「住居表示に関する法律」に基づき、住居表示を実施しています。

これまでの住所の表し方では、町の区域が広く、境界が入り組んでいた、同じ住所を使用している所や住所が順番に並んでいない所がある等、分かり

にくいものとなっています。住居表示の実施により、これらの問題を解消し、日常生活や経済活動の利便性を高め、救急活動や防災活動等の迅速化を図ることができるよう、11月7日(月)から湊・南新町の一部区域を「湊」として住居表示を実施します。これまでも昭和52年2月21日実施の「朝日ヶ丘」「新万」

を始めとして、最近では平成25年11月5日に「東陽」で住居表示を実施しています。(今回の実施で38の町の区域が完了となります。)

今回の住居表示は、第21次住居表示整備事業として、地元住民の皆さんのご理解とご協力をいただき、田辺市住居表示審議会の答申を受け、田辺市議会の

【住所の表し方】

この地区の住所は、新しい町名と道路等で区切られた街区符号、建物に付けられた住居番号及び住居番号枝番を使って「湊○番○号(又は○番○-○号)」と表します。これにより、町名と街区符号で所在地の見当が付き、住居番号でどの建物かが分かります。

■旧住所の表し方

〒646-0031
田辺市 湊 ○○○番地
(町名)(地番)

■新しい住所の表し方

〒646-0031
田辺市 湊 ○番 ○号 又は、
(町名)(街区符号)(住居番号)
〒646-0031
田辺市 湊 ○番 ○-○号
(町名)(街区符号)(住居番号)(住居番号枝番)

議決を得て実施するものです。

公共施設の新住所

郵便物の送付は11月7日(月)以降、新住所でお願いします。

【主な施設】

■田辺市観光センター
湊1番20号

DV（ドメスティック・バイオレンス）は重大な人権侵害です ～ 11月12日（土）～ 25日（金）は「女性に対する暴力をなくす運動」の期間です～

■問合せ 下記参照



配偶者や恋人・パートナーからの暴力（いわゆる「DV」）

DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、「配偶者（事実婚も含む）や、恋人・パートナー等の親密な関係にある人や、過去に親密な関係にあった人から振るわれる暴力」のことをいいます。

男性が被害に遭う場合もありますが、被害者の多くは女性です。平成26年に内閣府が行った「男女間における暴力に関する調査」によると、女性の約4人に1人が何らかの被害を受けたことがあると答えており、約10人に1人は何度も被害を受けているという結果が出ています。また、当市が平成24年に行った市民意識調査でも、女性の4人に1人がそれぞれ身体的・精神的暴力を受けた経験があると答えています。

暴力は、性別や加害者・被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありませんが、特に、配偶者等からの暴力、性犯罪、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシュアル・ハラスメント等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものです。

■デートDVって何？

社会での人間関係等、失うものが大きいこともあります。

■被害者に与える影響

暴力により、けが等の身体的な影響を受けるにとどまらず、PTSD（心的外傷後ストレス障害）に陥る等、精神的な影響を受けることもあります。

■子供に与える影響

暴力を目撃したことによって、子供に様々な心身の症状が表れることもあります。また、暴力を目撃しながら育った子供は、自分が育った家庭での人間関係のパターンから、感情表現や問題解決の手段として暴力を用いることを学習することもあります。

もし、DVで悩んでいる方がいたら：

DVの多くは、夫やパートナー等親しい関係にある男性が女性に対して加える暴力であるため、長い間「家庭内のこと」「男女間の個人の問題」とされてきました。しかし、理由は何であれ、暴力は「犯罪」です。夫婦・恋人等、どんな関係にあっても暴力は許されません。

DVの被害者は、自分自身を責め、誰にも相談できずに苦しんでいます。あなたがもし相談

中学生や高校生等10～20代の若いカップルの間でも相手を束縛することによるDVが増えていきます。相手からの「暴力」を「愛情表現」と思い込み、「こんなに愛されている」と勘違いしているケースが多く起こっています。

殴る・蹴るだけが暴力ではありません

一言で「暴力」といっても様々な形態が存在します。これらの様々な形態の暴力は単独で起きることもありますが、多くは何種類かの暴力が重なって起こっています。

◇身体的暴力

殴ったり蹴ったりする・物を投げつける等

◇精神的暴力

大声で怒鳴る・交友関係や電話、メールのやりとりを細かく監視する・生活費を渡さない・子供に危害を加える等

◇性的暴力

嫌がっているのに性的行為を強要する・中絶を強要する・避妊に協力しない等

されたら、まずその思いを受け止め、「あなたは、悪くない」と伝えてください。分かってもらえるということが「力」になります。

一人で悩まないで

■DVに関する相談窓口

◇緊急の場合は110番又は田辺警察署

☎0739（23）0110

◇和歌山県子ども・女性・障害者相談センター

☎073（445）0793

◇西牟婁振興局保健福祉課

☎0739（26）7952

◇DV被害者支援センター（紀南DVセンター）

繰り返される暴力

DVは、このようなサイクルが繰り返され、その内容も程度もエスカレートし、間隔も短くなる傾向があります。

■DVのサイクル

暴力爆発期
怒りのコントロールができなくなり、激しい暴力を振るう。

開放期
（ハネムーン期）
極端に優しくなる。「絶対に暴力は振るわない」と約束する。

緊張形成期
徐々にパートナーの緊張が増し、ささいなことから荒くなり、葉い暴力を振るうようになる。

暴力の特徴

■なぜ逃げるできないのか

◇恐怖感
「逃げたら殺されるかもしれない」という強い恐怖から、家を出る決心がつかないこともあります。

◇無力感

暴力を振るわれ続けることにより、「自分は夫から離れることができない」「助けてくれる人は誰もいない」といった無気力状態に陥ることもあります。

◇複雑な心理

「暴力を振るうのは、私のことを愛しているからだ」「いつか変わってくれるのではないか」との思いから、被害者であることを自覚することが困難になっていることもあります。

◇経済的問題

自活するための生活力がない場合は、逃げることを躊躇することもあります。

◇子供の問題

子供がいる場合は、子供の安全や就学の問題等が気に掛かり、逃げることに踏み切れないこともあります。

◇失うもの

仕事を辞めなければならなかったり、これまで築いた地域

男女共同参画連絡会企画
DVD鑑賞会を開催します

■「何を怖れる」フェミニズムを生きた女たち」

日12月10日（土）

開13時30分～15時30分

場たなべる2階「大会議室」

因70年代の日本のウーマンリブに始まる40数年の日本のフェミニズムの歴史と、現在も続いている様々な女性たちの活動を映像でつづるドキュメンタリー映画です。

映像による記録と表現は、私たちに豊かなメッセージを伝えてくれます。

定50名「先着」

開11月15日（水）から電話又はFAX・Eメールでお申し込みください。定員に満たない場合は、当日参加していただけます。

■一時保育

小学3年生までのお子さんで、先着10名（要予約）です。11月29日（水）までに、左記へお申し込みください。

問男女共同参画センター

☎0739（26）4936

FAX 0739（24）8323

✉ danjo@city.tanabe.lg.jp

▲今年度の啓発用ポスター

